

教育委員会提出議案

第13号議案

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成12年教育委員会訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から適用する。

（説 明）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成12年教育委員会訓令甲第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この規程において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、豊島区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者</u>に限る。）をいう。</p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この規程において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、豊島区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された者</u>に限る。）をいう。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この訓令は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>